

# 伊藤晃平君裁判を支援する会結成1周年記念総会 10月16日

# 障害者の命の代償に平等と尊厳を求めて

15歳で逝った(ショートステイ中転落死)晃平君  
 やりたいことがいっぱいだっただろうに  
 残された親ときょうだいは、「障害者は、生きていても社会に対する利益がないケース」で、逸失利益はゼロ円と言われた  
 人間は、働ける者のみにしか価値はないのでしょうか  
 障害者の命には、平等も人権も尊厳もないのでしょうか

藤本文朗名誉教授は、「障害のある人々の社会参加・参政権を取り組む中で晃平君の死をどう見るか」を語ります。  
 堀江重信氏は、「医師、親の立場から晃平君の事件をどう考えるか」を語ります。  
 藤本文朗名誉教授、堀江重信医師の話は、障害者に光を与える報告です。ご期待ください。  
 どなたでも参加できます。

ベトちゃん & ドクちゃん の先生



藤本 文朗氏 ぶんろう  
 一九三五年生まれ  
 滋賀大学名誉教授・博士(教育学)

## 1周年記念総会

日時：十月十六日(土)

十三時開場

十三時三十分開演

場所：名古屋市女性会館

視聴覚室

名古屋市中区大井町

7番25号

052-3331の

52888

第一部 総会

裁判の意義と現状

会務報告

その他(安藤一巳先生

を偲ぶ等)

第二部 記念講演

藤本文朗名誉教授

堀江重信医師

参加者との質疑応答もあります。どなたでもご参加できます。



地下鉄 名城線「東別院」下車 ①番出口東へ徒歩3分

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース NO14 発行 2010年9月17日

〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 T&F 0568-83-9178

メール関係 ochiai-yukitsugi@mopera.net http://smile.sa-suke.com/ (晃平君の逸失利益裁判 でも検索可)

会費とカンパは、郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160まで。

左の中日新聞記事が、中学校3年生の社会科授業で教材となった。

教師は、春日井まで来て、お母さん等から事実関係を確認された。感想文には、「お母さんがかわいそすぎる。ユニバーサルデザインをしていない施設に責任がある。家（うち）だけの問題にしているお母さんはすばらしい。」の感想がだされた。



街頭では、若者が「同情でなく道理で署名をする」とペンを執る。

# 「憲法の精神 命は平等」

施設内の事故で亡くなった重度障害の少年が、将来得られたはずの「逸失利益」をゼロと評価され、賠償額を不当に低く抑えられたとして、遺族が補償のあり方をめぐる裁判を名古屋地裁で争っている。根拠は「法の下の平等」をつたった憲法一四条だ。あす三日は憲法記念日。遺族は問う。「命の価値は働くことだけなのか」と。

少年は重度の知的障害していた二〇〇七年十月があった名古屋守山二丁目二二日、階段から転落し、頭を打って死亡した。同日北區に転落し、頭を打って死亡した。同日北區に転落し、頭を打って死亡した。

## 障害児「逸失利益ゼロ」 名地裁で遺族争う

出入り口があれば勝手に出て行ってしまふ。母啓子さん(五十)は社会生活になじめようと施設に通わせていた。三回目の宿泊で事故は起きた。

障害のない同世代なら六千万円程度が見込まれる賠償額を、損害保険会社は四分の一の約千五百万円と算定。障害のため将来の収入を想定できず、逸失利

2010.5.20 中

### 概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋市・十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人M福祉会のショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★M福祉会は、話し合いを求めても会議中とか不在を理由に面会を避け、あげくに、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いにきたのは保険会社だけでした。A損害保険会社の担当者は、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言いつつ、慰謝料は払うが逸失利益はゼロだと言っています。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？★障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて不本意ながら裁判となりました。

障害者の尊厳に光を！



亡くなる直前、動物園で姉巻と写真に納まる晃平さん(2007年11月、愛知県豊橋市で(遺族提供))

益をゼロと見積もったを含む約七千万円の損害賠償を求め提訴。逸失利益の算定方法を「命の差別」と批判し、全労働者の平均賃金を計算した。施設側は安全配慮に過失があったことを認める。だが、逸失利益は「算定できない。差別でなく合理的区別」と主張する。

憲法一四条 「すべて国民は、法律の下の下に平等である」と

種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と

平等原則を規定。最高裁は「合理的根拠に基づかない限り、差別的な取り扱いを禁止する趣旨」と判示している。

金で計算した。施設側は安全配慮に過失があったことを認める。だが、逸失利益は「算定できない。差別でなく合理的区別」と主張する。

死亡事故の賠償額は、治療費など実際に支払った損害と逸失利益(精神的損害(慰謝料)を合算する方法が裁判で定着している。

は、治療費など実際に支払った損害と逸失利益(精神的損害(慰謝料)を合算する方法が裁判で定着している。

逸失利益次第で賠償額に大差が出る。昨年十二月には青森地裁が重度知的障害者(当時二〇)の死亡事故で逸失利益六百万円を認める判決をした。

だが「一定程度の就労可能性はある」との判断で、収入見込みから算定する手法は従来と同じだ。名古屋大の本秀紀教授(憲法)は「命の価値や遺族にとっての重みは量れないからこ

で賠償額に大差がつくのは、個人の尊厳を定めた憲法一三条に照らしもおかしい。障害者だけの問題ではない」と指摘する。

三月八日、晃平さんが通っていた特別支援学校で同級生の卒業式があり、晃平さんの遺影も並んだ。式後、遺族の元に戻った遺影は指紋だらけ。「みんなが触ったみたい。晃平が出てくるとでも思ったのでしょうか」。目を細める啓子さん。「晃平は働きたためだけに生まれてきたわけではないんです」

- 弁護団 岩月 浩二 (守山法律事務所)
- 中谷 雄二 (名古屋共同法律事務所)
- 協同代表 荒木 照世 (名古屋市立特別支援学校元教員)
- 原山 恵子 (名古屋第一法律事務所弁護士)
- 本 秀紀 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)
- 事務局長 落合 幸次 (元みなと医療生協診療所事務局長)